

新型コロナウイルス感染症の影響で減収等により生活に困窮し、

緊急小口資金の借入れを希望される方へ

1. この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
2. この資金の対象は、「新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」です。
3. 借入限度額は、一世帯につき、原則10万円以内とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、借入れ限度額を20万円以内まで引き上げます。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者がいる
 - (2) 世帯員の中に要介護者がいる
 - (3) 4人以上の世帯である
 - (4) 世帯の中に、子の世話をを行うことが必要となり休業した労働者がいる
 - (5) 世帯員の中に収入減少となった個人事業主等がいる
 - (6) (1)～(5)の他、特に資金の貸付需要があると認められるとき
4. 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、もしくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。
5. 申込みは、原則として収入減となった本人もしくは、住民票上の同一世帯の方となります。※ただし婚姻歴のない未成年者は除く
6. 借入申込みにあたっては、以下の書類等が必要です。
 - (1) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）
 - (2) 世帯全員の住民票（住民票コード・個人番号以外に省略の無いもの）
※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出していただきます。
 - (3) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類
 - (4) 令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類もしくは、「収入の減少状況に関する申立書」※所定様式
 - (5) 印鑑（実印以外も可）※これらをご準備のうえ、申込手続きにお越しく下さい。
7. 上記6. の申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合等は申込みができません。
8. 申請内容について、申込書記載の連絡先、住所地の自治体、他の都道府県社会福祉協議会に確認することがあります。虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。

9. 郵送での申請が可能になりました。詳細は、別紙「緊急小口資金の特例貸付の申請が郵送でも可能になります」をご確認ください。
10. 申込受付後、群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。貸付決定の場合、貸付金の送金の事実をもって取り急ぎの決定連絡とし、後日郵送で決定通知をお送りします。また、貸付不承認の場合、郵送で不承認通知をお送りします。
11. 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振り込みとなります。申込日から7日程度かかりますので、ご了承ください。
12. 据置期間は1年以内、償還期間は2年以内となります。
- 【参考】返済期間 24ヶ月の場合の返済月額
- 借入金額 10万円の場合・・・月額 4,160円（最終回は 4,320円）
借入金額 20万円の場合・・・月額 8,330円（最終回は 8,410円）
13. 貸付決定通知をお送りする際に、払込取扱票（群馬銀行・郵便局のみ使用可）を同封します。同封の払込取扱票でご償還いただければ、振り込み手数料はかかりません。
14. 無利子による貸付けですが、返済期間経過後は、残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生します。
15. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。
16. この資金は、「償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」予定ですが、厚生労働省から詳細が示され次第、本会ホームページでお示しします。

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課
〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12
TEL027-255-6031 FAX027-255-6444